

県民意見等及びそれに対する考え方（案）

[募集期間] 平成21年11月20日（金）から平成21年12月21日（月）まで

[募集方法] 郵便、ファクシミリ、電子メール

[意見提出人数等] 提出人数 29人（団体を含む）
提出件数 延べ94件

項目	1	2	3	4	5	6-(1)	6-(2)	6-(3)	6-(4)	計
件数	12	17	14	3	10	7	5	4	13	94
		+					+			
		5					4			

1. 特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
1-1	特定有害物質等取扱事業所の定義 特定有害物質を取り扱う事業者は、対象に加え調査義務を課す。「取り扱う」の定義を明確に行う。「取り扱う」とは、物質の量、濃度に関わらず、その物質を使用すること等。	「取り扱う」とは、物質の量、濃度に関わらず、その物質を使用、販売、製造、処理、保管等を行うこととされています。（条例第36条の解説：県のホームページ・県民の生活環境の保全等に関する条例の主な新規規定の解説・Q&Aに掲載）
1-2	特定有害物質等取扱事業所の対象が明確でないことの問題点として、業種の規定がないことが挙げられているが、それがなぜ取扱事業者の意識・認識が深まらない一因となるのかよくわからないので具体的に記述してほしい。	現条例の特定有害物質等取扱事業所は業種を特定せず包括的に規定していることから、個々の事業者においてその対象となるかが判然とせず、その結果として意識・認識が深まらないと考えられます。このため、事業所の廃止時等の調査の対象は、特定有害物質取扱事業所のうち業種を特定して規定することが適当であると考えられます。
1-3	調査時機が明確でないことの問題点として、調査未実施で土地を譲渡等した場合には汚染が見逃されるおそれがあるとあるが、なぜ見逃されるのか、どんな場合に見逃されるのかがよくわからないので具体的に記述してほしい。	現条例では調査の実施時機を明示しておらず、特定有害物質等取扱事業所が廃止された場合に調査が行われず汚染が見逃された結果、土地が特定有害物質等取扱事業者から他の者に移転した後に汚染が判明する例が多く見られることから、廃止の時点を捉えての調査が必要と考えられます。
1-4	特定有害物質等取扱事業所の廃止時だけでなく、操業中の調査も必要。	現条例で、特定有害物質等を業として取り扱う者は、施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するとともに、特定有害物質等取扱事業所における土壌及び地下水の汚染状況を調査するよう努めなければならないとしております。
1-5	調査を義務化する対象として、汚染の蓋然性の高い業種以外にP R T R法で有害物質を一定量以上取り扱う事業者としてはどうか。	本県における土壌汚染の判明した事例から、事業所の廃止時に土壌・地下水の調査が必要な事業所としては、特定有害物質等を取り扱っている水質汚濁防止法の特定事業場、ガソリンを対象とする消防法に定める製造所、貯蔵所、取扱所等に限定することが適当と考えられます。
1-6	水濁法規定の特定事業所、消防法規定のガソリンスタンド等とあるが、有害物質の取り扱いのある公の資料として存在するP R T R届出されている事業所も加えるべき。	
1-7	特定有害物質を取り扱っている水質汚濁防止法に規定する特定事業場（法第3条の対象となる事業場を除く）とは、特定施設で特定有害物質を取り扱っていないが、事業所内で特定有害物質を取り扱っている（取り扱っていた）事業所を対象とする考えと推測される。 この規定は特定施設の有無で限定されるものの、特定有害物質を取り扱っている、又は取り扱っていた事業所という抽象的な判断基準が残っている。より明確にするためには、特定施設がありかつP R T R法等の法令上で特定有害物質の届出を行っている事業所とする等、法令上の届出資料を根拠として限定するべきである。	
1-8	水濁法だけでなく、大気汚染防止法、消防法・毒劇取扱法・P R T R等の届出情報から特	

	定有害物質等取扱事業所とした方がよい。	
1-9	<p>特定有害物質等取扱事業者が廃止時に土壌等の調査を実施しない場合、これを放置しておくことが、環境保全上の問題を引き起こすおそれがある場合は知事が土地の所有者に調査を求めることができるとしているが、環境保全上の問題とはどのような場合を想定しているのか。これを非常に限定的な場合とすれば事業者も土地の所有者も調査を実施しないケースが多く出てくるのではないか。</p> <p>特定有害物質等取扱事業者が調査を実施せず、調査を実施すべき主体がない場合は、土地を貸していた土地の所有者の責任において調査をさせるべきではないのか。</p>	特定有害物質等取扱事業所の廃止時に調査がされず汚染のおそれのある土地が放置された結果、環境保全上の問題が生じるおそれがあるとき、事業者が調査をできない場合にやむを得ず事業者に代えて地主にその役割を求める制度を設けることが適当と考えられます。
1-10	特定有害物質等取扱事業所の廃止時調査の義務化については、特に零細事業所は現実問題として廃業時に資金繰りが不可能な場合が多く、現行の土壌汚染対策法施行規則附則第2条のように、小規模かつ地下水飲用がない場合に限り、調査の免除規定を設けるべきである。	特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査が県の公害防除関連融資制度の対象として、活用されることが望ましい。
1-11	業種を絞り込むなら、現行条例の特定有害物質等取扱事業所に該当しながら、業種で対象外になる事業所が出るおそれがないことを示すべき。	現条例の特定有害物質等取扱事業所は業種を問わず対象となっていますが、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の土壌及び地下水の調査の対象は、土壌汚染の判明した本県における事例から、汚染の蓋然性の高い業種とすることが適当と考えられます。
1-12	業種を絞り込む根拠として、参考資料を添付しているが、あまりにも母数が少なすぎるので、これで総計的に有意な判断ができるという理由と政令指定都市を除いている理由を説明すべき。	<p>中間とりまとめの資料は県のホームページに掲載している政令市を除いた事例をもとに集計したものです。</p> <p>政令市を含めた汚染事例のうち、道路・鉄道等の工事におけるものを除くと、約50%の事例が水質汚濁防止法の特定事業場であるかまたは特定事業場であったことが推察され、約20%の事例がガソリンスタンドにおけるものであり、限定の対象とする業種で約7割を占めております。</p>

2 土壌汚染が判明した場合の措置

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
2-1	汚染が判明した場合の措置について、現状は述べられているが、だから何が問題となるのかが述べられていないので具体的に記述すべき。	現条例において、土壌汚染が判明した場合における当該土壌又は地下水の汚染の拡散防止のための応急措置の実施を土地改変者には義務づけていないこと、法には応急措置の考えがなく、また、改正法における形質変更時要届出区域については汚染の除去等の措置の実施に係る規定がないこと、要措置区域及び形質変更時要届出区域以外の場所から搬出される汚染された土壌については搬出及び処理の方法を規制する規定が設けられていないことが課題と考えられます。 その趣旨を答申に反映させます。
2-2	<p>法は、「健康被害を生ずるおそれの有無」に応じて、汚染区域、措置を区別し、対応することとしており、健康リスクに応じた現実的な対応として評価できる。本県についても、法による健康リスクについての考え方と同様、状況に応じた迅速かつ柔軟な住民の健康リスク低減のための、きめ細かい措置を行うことで、汚染防止を現実的に推進させてほしい。</p> <p>【他に同様意見5件】</p>	汚染が判明した場合は、汚染の状況に応じた合理的で適切な措置が促進される必要があると考えられます。

2-3	<p>周辺への汚染の拡散を防止するための措置の項目において、改正法の「要措置区域」に指定された場合を除き、汚染が判明した場合の本格的な措置として、周辺への汚染の拡散により新たな土壌及び地下水の汚染が生じることを防止するための措置を講じさせる必要がある。この措置の内容は周辺への汚染の拡散を防止するためのものであり、汚染の程度、地下水の状況等を考慮したものとすべきである。</p> <p>改正法では、ヒトの健康影響へのリスクを飲用井戸の有無等により判断し、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」と分け措置内容を規定する考えにたっている。条例の見直しでは周辺の生活環境や地下水保全の考えを、改正法に負荷し「形質変更時要届出区域」であっても周辺への拡散防止を求める本格的な措置を必要とすると推測される。しかし、飲用井戸がない場合でも拡散防止措置が必要とする内容は、事業者等へ経済的に多大な負担を与える。この負担は事業者等にとって経営的にも大きく、ある面ブラウンフィールドを増やすことにもなりかねない。このため、生活環境や地下水の保全の観点での拡散防止措置は、過剰にならない範囲とすることがよい。つまり、条例の見直しとして、改正法の「要措置区域」で示されている措置内容をそのまま「形質変更時要届出区域」に当てはめるのではなく、生活環境や地下水保全の観点から環境負荷を低減する目標を示す新たな措置内容を規定すべきである。</p>	
2-4	<p>改正法の「要措置区域」は、そのままにしておく健康被害のおそれがある場合に限って具体的措置を行うものである一方、この見直しは健康被害のおそれの有無によらず、全てのケースにおいて、汚染の拡散防止自体を目的とするものである。条例の目的は「県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全する」ことなので、投じられる社会的コストは、それに対する効果として目的達成に「実質的に」寄与するものでなければならない。この観点から、少なくとも、地下水利用が普通に想定される上流山村地域等と地下水利用が想定され難い下流都市圏等では、拡散防止の目標レベルは分けて設定されるべきである（例えば名古屋市の敷地境界における地下水汚染低減は基準の10倍が当面の目標になっている）。</p>	
2-5	<p>条例は法に上乗せする考え方が多いが、過大な上乗せは事業者負担が増え、これがひいては住民への負担になりかねない。土壌汚染対策法においては、健康被害を生ずるおそれの有無に応じて汚染区域や措置を区別し対応する考えとしており、こうした現実的な考え方に基づいた汚染防止対応となるように条例においても考えていただきたい。</p>	
2-6	<p>汚染が判明した場合の措置について、地下水保全の観点しか述べられていないが、土壌汚染が判明した場合の措置とは地下水の保全のみのために行われるものなのか。また、汚染が判明した場合の措置であるのに未然防止の文言が入るのは矛盾していないか。</p>	<p>土壌や地下水は一旦汚染されると浄化には多くの時間と費用を要するため、汚染の拡散の防止等を図ることが重要であり、また、汚染が判明した場合は、汚染の状況に応じて合理的で適切な措置が促進される必要があると考えられます。その趣旨を答申に反映させます。</p>
2-7	<p>応急措置の目的に汚染の拡散防止しか挙げられていないのが理解できない。対象地も含めた周辺住民の健康リスクの低減も含めるべき。</p>	<p>条例に基づく指針の中で応急措置の内容が示されております。具体的には周辺飲用井戸管理者への通報・周知などを応急措置に位置づけられています。</p>
2-8	<p>地下水汚染の周辺への流出のおそれがある場合は、応急措置として周辺で地下水を飲用している住民の地下水飲用の禁止が必要だと思われる。</p>	
2-9	<p>改正法の規制対象区域以外から搬出される汚染された土壌の処理等について、どういった観点から適正に処理される必要があるのか説明がないので記述してほしい。</p>	<p>改正法の規制対象区域以外の区域から搬出される汚染された土壌についても、適正に処理される必要がある旨を記述しています。</p>

2-10	応急措置では対象を限定せず、搬出汚染土壌の適正処理は対象を限定する理由について記述してほしい。	
2-11	規制対象区域外から搬出される汚染土壌も拡散防止の観点からすると改正法に準じた届出が必要だと思います。	
2-12	条例で調査義務のある土地からの搬出汚染土壌については搬出時の管理及び処理の方法について規定する必要があるとし、自主調査の土地は対象としていないのはなぜか。	自主調査で汚染が判明した場合においても汚染の拡散防止等の適切な対応が必要なことから、調査結果や措置の方法等について確認したり、技術的な助言を行う仕組みを設けることが適当であると考えられます。
2-13	改正法では、地下水飲用がなければ「要措置区域」には、ならないようですが、地下水汚染があった場合、敷地外への流出防止措置はどのような場所でも必要だと思います。	改正法の要措置区域に指定された場合以外でも、汚染が判明した場合の本格的な措置として、周辺への汚染の拡散により新たな土壌及び地下水の汚染が生ずることを防止するための措置を講じさせる必要がある旨を記述しています。
2-14	本格的な措置がとられるまでの間の応急措置として、溶出量基準に適合しない場合は、地下水モニタリングを規定すべき。	現行の指針の応急措置の内容の一つとして地下水のモニタリングが示されています。
2-15	法は、「健康被害を生ずるおそれの有無」に応じて、汚染区域、措置を区別し、対応することとしている。一方、条例は、本格的な措置が取られるまでの間、汚染の拡散を防止するため、対象を限定せずに汚染が判明したすべての場合において、不透水シートによる雨水の遮断や立入禁止措置等の応急措置を実施させるとしており、これは法の趣旨と反する。例えば環境基準すれすれで超過している汚染の空き地の地表を不透水シートで覆うことにどれだけの意味があるのか。	土壌汚染が判明した場合に、本格的な措置がとられるまでの間において汚染が当該敷地外に拡散して行くことを防止することは必要と考えられます。応急措置の具体的な内容は現行の指針の中でも示されており、立入禁止さくの設定や汚染部分のシートでの被覆など必要に応じた措置として求められています。
2-16	法の趣旨を尊重し、画一的な措置ではなく、きめ細かい措置を指導することで、汚染防止を現実的に推進させてほしい。	応急措置の内容は現行の指針においても複数の措置を必要に応じ実施するよう示されており、画一的な措置が求められているものではありません。
2-17	条例において、改正法の規制対象区域以外の区域で、条例に規定する土壌及び地下水の調査により汚染が判明した場所から搬出される汚染された土壌についても、搬出時の運搬に係る基準や管理票の使用など、管理及び処理の方法について規定するとあるが、搬出土の公定分析を外部機関に依頼すれば、現状でも最低1週間はかかり、現場工事が停滞する。また、本条例の施行により、指定分析機関が業務渋滞を起こし、所要分析期間の長期化が懸念される。	法の指定区域からの搬出汚染土壌の調査方法については、国において検討されています。条例においても、同様の取扱いが必要と考えられます。

3 法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）の取扱い

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
3-1	自主調査の問題点として、改正法に比べて条例には自主調査の取扱いについての規定がないことから、統一的な取扱いを行いにくい状況であることを挙げているが、「はじめに」で自主調査が多くこれらを的確に把握する必要があるとされているので、こちらを挙げるべきなのではないか。	現条例に自主調査の取扱いについての規定がないことから、汚染の実態が把握しにくく、また、統一的な取扱いを行ないにくい状況となっていることが課題であると考えられます。 その趣旨を答申に反映させます。

3-2	<p>応急措置について、対象を限定せずに汚染が判明したすべての場合において実施させる必要があるとされているが、自主調査も含めるといふことなら、調査義務のない自主調査の土地に対して条例で措置を義務付けること自体に問題はないのか。また、応急措置を義務付けられるのは誰なのか。土地を管理する権原の無い者に義務付けることにならないか。</p>	<p>自主調査で汚染が判明した場合においても、汚染の拡散防止等の適切な対応が必要なことから、調査結果や措置の方法について確認したり、技術的な助言を行う仕組みを設けることが適当であると考えられます。</p>
3-3	<p>自主調査への対応については、調査をすることに対する意欲を抑制させないようにすることが重要だと考えます。そのためにも、健康リスクに応じた柔軟な指導・対応のあり方など、自主調査の実施を阻害しないような施策の検討が必要だと考えます。</p> <p>また、過去に自主調査を報告し、措置を行っている事例については、汚染対策として措置を遂行することが重要であると考えます。自主調査することへの意欲を抑制させないためにも首尾一貫した指導が必要です。</p>	<p>これらの制度化にあたっては、自主調査による汚染の発見が抑制されないよう配慮することが必要と考えられます。 その趣旨を答申に反映させます。</p>
3-4	<p>自主調査への対応は、調査することへの意欲を抑制させないことが最も重要である。自主調査が沈滞すれば、汚染有無不明エリアが放置され、住民にとって情報を得る機会を失うことになる。健康リスクに応じた柔軟な指導・対応のあり方など、自主調査の実施を阻害しない施策の検討が必要と考える。</p> <p>自主調査への対応は、調査しようとする意欲を抑制させないことが大切であるとする。リスクに応じた柔軟な対応方法など、自主調査の実施を抑制しない施策が必要と考える。</p>	
3-5	<p>自主調査への対応では、正直者が損をして、そもそも調査することへの意欲を無くなるようなことが無いように、上手に対応してほしい。そのためには、「次回は止めた」「やらなければ良かった」と思われないように指導することが重要である。また、一度指導した内容は変えないことも重要である。もし自主調査の数が減った場合、改正でなく、改悪になったとも考えられる。</p>	
3-6	<p>見直しにより、自主調査することへの意欲を抑制させないことが確保されるべきであり、そのための指導・対応のあり方など、自主調査の実施を阻害しない施策の検討が必要と考える。過去に自主調査した事例については、法の見直しにより齟齬が生じないように配慮するなど、適切な指導が必要と考える。</p>	
3-7	<p>自主調査で汚染が判明した場合の土地所有者の義務として①応急措置等を行うこと、②汚染土壌を搬出する場合は汚染土壌処理業者へ委託することを義務とすべきではないか。</p>	<p>自主調査で汚染が判明した場合には、調査を実施した者の他、土地所有者にあっても汚染の拡散防止に対応するような助言をできる規定を設けることも必要と考えられます。</p>
3-8	<p>自主調査の調査方法は、土壌汚染対策法や現在の愛知県条例（指針）で示される土壌汚染状況調査や詳細調査の調査方法をそのまま自主調査の調査方法に規定する考えと推測される。企業の環境管理のための自主調査は、操業中の工場で実施する場合はほとんどであり、単位区画ごとの調査が行えない場合が多い。自主調査方法の規定に際しては、操業中の工場で行う場合も想定しておくべきである。</p>	<p>指針に定める方法により実施された土壌調査を条例で取り扱うことが妥当であると考えられます。</p>
3-9	<p>「自主調査の実施は、土壌汚染の把握の観点から今後とも促進されるべき」とあるが、誰が、土壌汚染の何を把握することなのか。たとえば、行政と事業者の両者が汚染の有無を把握することが促進されるべきなら、報告義務付けは、汚染の「有り」だけでなく「無し」も対象とすべきである。</p>	<p>事業者が実施する調査方法を明確にし、自主調査を実施した結果汚染が判明した事案についても、行政が一定の関与を行い、適切な拡散防止措置が講ぜられることが必要であると考えられます。</p>
3-10	<p>「自主調査においてもその調査方法を示すことは、不合理な調査や不適切な調査を回避することに役立ち、調査実施に伴う負担が軽減される効果も期待できる。」の意味がよくわからない。自主調査なのに調査方法を示すとはどういうことなのか。誰にとっての不合理で、調査実施に伴う負担とは何なのか具体的に記述してほしい。</p>	<p>事業者が実施する調査方法を明確にすることにより、土壌汚染の状況の把握が法や条例に準じた一定の水準を確保した適切なものとともに、必要性のない項目の過剰な調査や不適切な試料採取の結果必要となる再調査を回避でき、事業者の負担が軽減されるものと考えられます。</p>

3-1-1	自主調査という観点から、当事者の自主性を十分に重んじる配慮が必要であるとする。調査方法を明確にする場合においてはその方法は参考の位置づけにする等、当事者が様々な視点から調査方法を自主的に選択できるようにすることが望ましい。	
3-1-2	自主調査で汚染が判明した場合の報告を義務付けるのならば、報告を義務付けられるのは誰なのか。	自主調査の結果を報告する者は、調査を実施した者（土地の所有者等でない場合にあっては土地の所有者から調査の実施について承諾を受けた者）が想定されます。
3-1-3	自主調査の取り扱いについてですが、区域指定を望まない事業者については区域指定の申請を指導しない必要があると思います。自主調査を報告すれば全て区域指定されるとすれば、誰も報告しないと思います。区域指定しない中で、法に準じた措置を行わせるのが良いと思います。	改正法において区域指定の申請は事業者自らの意志で行うものとされております。
3-1-4	過去に自主調査を報告し、県の指導の下で措置を行っている事例（愛知県HPでは平成20年度：9件）については、措置を遂行することが汚染対策として重要と考える。自主調査することへの意欲を抑制させないためにも従来から首尾一貫した指導が必要と考える。過去に自主調査を報告し、県の指導の下で現在進行中の事例については、措置の遂行即ち従来からの首尾一貫した指導が重要と考える。当該事例については今回の条例改正の適用除外もしくは従来対策と矛盾しない指導をお願いしたい。	自主調査に対してはこれまで条例に規定がなく、指針に添い対応が指導されてきましたが、自主調査で汚染が判明した場合においても、汚染の拡散防止等の適切な対応が必要なことから、その取扱いを条例に位置づける必要があると考えられます。 なお、改正条例の規定は一定の周知期間後に施行されるとともに、過去に報告された土壌汚染の事例に遡及して適用されるものではありません。

4 汚染土壌処理業の許可に係る生活環境影響調査等の実施

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
4-1	（生活環境影響調査は）汚染土壌の処理業を行う上で現状の把握という意味でも行うべきだと思います。	汚染土壌処理施設の設置にあたっては、特に周辺地域に及ぼす環境影響を事前に把握するとともに、影響の適切な回避及び低減の措置について検討する観点から、生活環境影響調査の実施が必要と考えられます。
4-2	今回の法改正で新たに汚染土壌処理業が許可制となった。これまでは汚染土壌浄化施設のうち、焼却施設やPCB処理施設、最終処分場など廃棄物処理法で対象となっているものについては周知手続き（説明会の開催、告示、縦覧、意見書提出等）を県の要綱で課してきたが、このまま要綱でやるのか、県民の生活環境の保全等に関する条例に周知を書き込むのかは検討中とのことだった。産廃施設に関しては条例で周知が定められているので、汚染土壌処理業についても要綱ではなく条例で周知を課してほしい。また、焼却や最終処分等の一部の汚染土壌処理業だけでなく、洗浄、乾燥、熔融、化学処理等の施設についても周知の対象とすべきである。その際には、廃棄物施設とのバランスをとるため、これまで周知を必要とされていなかった施設も周知対象に含めるよう条例改正を行うことを関係部署と検討してほしい。	汚染土壌処理施設の中でも特に周辺地域への環境影響について配慮が必要な施設については、周辺地域の住民への汚染土壌処理施設についての正しい情報の提供と理解の促進のための説明会の開催、生活環境保全上の見地からの住民及び市町村長意見の聴取などの制度を設けることが必要と考えられます。
4-3	すべての汚染土壌処理業の許可申請に対し、生活環境影響調査を義務づけるつもりとのことなので、住民への周知もすべての許可申請に対して義務づけるのが事業者にとっても住民にとってもわかりやすい。これまで汚染土壌浄化施設の認定にあたり、周知の対象としていなかった汚染土壌の洗浄、乾燥、熔融、化学処理等でも周辺住民の健康と生活を脅かす有害物質の飛散・地下水汚染等のおそれがあり、また、中間とりまとめでリスクコミュニケーションへの取り組みにも言及している（p.10）ことから、土壌汚染処理業許可対象のすべての施設について住民に周知する手続きは絶対に必要である。また、周知手続きを要綱ではなく条例化すべきである。	

5 土地の形質変更時における規定の整理

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
5-1	土対法に規定のない「形質変更届出時の地歴調査」について、行政保有の情報が十分でないケースにおいて、届出者に義務づけるのは理解できる。しかしながら、国・自治体の所有地など、その履歴について行政自体が情報を所有しているケースにおいては、届出者への地歴調査の義務づけは過剰な措置であり、不要と考える。	履歴調査は、特定有害物質等取扱事業所の設置状況の把握のために有用な情報となることから、実施させる規定を残すことが必要であると考えられます。
5-2	条例で残す予定の履歴調査は自主調査でいいのか？それとも、法のように指定調査機関による調査でないといけないのか？	履歴調査の内容は現行指針にも定められておりますが、信頼性、客観性の確保に加えて調査実施者に過剰な負担をかけないように検討されることが必要と考えられます。
5-3	行政で保有している関係法令による特定有害物質に係る情報から土壌調査の実施要否の判断がなされた例がこれまでにありと考えられるが、これらの定量的な情報も示したうえで、履歴調査の必要性についての合理的な判断がなされるのが望ましい。	なお、行政が保有している情報で履歴調査の内容に該当するものは活用できると考えられます。
5-4	地歴調査は「指定調査機関が望ましい」を、「指定調査機関」にすべき。	
5-5	名古屋市では、500m ² 以上の改変時には調査が必要となっている。法3条ただし書きにより調査を猶予されている場合も、土地改変を行う場合は、名古屋市条例では調査義務が発生し、汚染を発見する機会となっている。岡崎市では、法3条1項に規定する施設を設置している者は、100m ² 以上の建物又は工作物を除却するときは調査が必要となっている。	これまでの土地改変の状況をみると、約9割が4,000m ² 以上の規模であり約半数が12,000m ² 以上の大規模な土地改変となっています。このことから、当面は3,000m ² 以上の土地改変を条例の適用対象とすることが妥当であると考えられます。
5-6	法改正で3,000平方メートル以上の土地改変時には届け出が必要となった。県条例でもこれまで3,000平方メートル以上を届け出としてきたので、同規模の法律をそのまま適用することとなるようだが、広島県条例ではこれまで1,000平方メートル以上の改変で届け出対象としてきたと聞く。土壌汚染を早期に発見し適切な処置をとるために、愛知県もこの機会に県条例で1,000平方メートル以上の土地改変時に届出を必要とするよう厳しくしてはどうか。その際、他の土地開発関係条例、要綱などとの調整が必要であれば、他の条例、要綱の適用規模も1,000平方メートルに引き下げ、COP10開催地にふさわしい環境保全の体制をつくってほしい。	
5-7	参考資料4を見ると、土地改変時には、法の届出と条例の届出の両方が必要のように見受けられるが、法の届出の際に履歴調査結果を添付するという方法でいいのではないのか？	法では土地の形質変更時における届出を行う者は土地の形質変更を行おうとする者（形質変更者）と定められています。形質変更者が土地の所有者等でない場合にあつては、土地の所有者から土地の改変について承諾を受けた者と想定されます。
5-8	参考資料4を見ると、土地所有者、土地改変者が異なる場合は、両者が対象となるように見受けられるが、その様な解釈でいいのか？また、そのような場合には調査はどちらが主体で行うことになるのか？ 事業者としては、できる限り、届出は一本化してもらいたい。	また、法と条例の体系が異なることから、それぞれの規定に基づく届出の取り扱いについて一本化は難しいと思われれます。

5-9	土地の形質変更面積3000m ² 以上が土地の面積なのか、掘削面積なのか、仮囲いの面積なのか規定してください。 改変は開発面積ではなく、改変を行う事業に係る面積（敷地面積）すべき。※開発面積では、3000m ² 以下に分割して履歴調査を実施しないことも考えられるため。「一団の土地改変」等の標記が必要。その際、一団とは定義する必要があると考えられる。	改正法での土地の形質変更の規模の基準やその考え方は、今後国から示されるものです。
5-10	履歴調査の規定を残すことは、良いことだと思います。しかし、公平な判断を行うためにも履歴調査の標準化が必要と考えます。また、どのような時に調査を求めるか規定してください。	指針の中で、履歴調査の標準的な内容や方法が示されることが必要と考えられます。履歴調査結果の届出の時期については、形質変更の届出時期に合わせることを望ましいと考えられます。

6 その他

(1) 愛知県土壤汚染等対策指針の改定

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
6-(1) 1	土木工事等で請負業者自らが、工事現場において発生した汚染土壌の浄化措置を同じ現場内において行いかつ埋め戻す場合について、適切に行えるよう指針を設けてはどうか。なお、この場合については措置結果の報告を求めることとしてはどうか。	原位置浄化措置の技術的事項については国において検討が進められていると承知しております。
6-(1) 2	「土壌及び地下水の調査方法を具体的に示す」とあるが、実際の運用では、行政が調査費用を出すわけではないからか、愛知県担当者の運用指導は過重になる傾向が認められる。例えば田を埋め立てた土地で十分な厚さ（50cm以上）のシルト層が旧地表面に存在し、汚染の垂直方向の浸透もシルト層表面10cm程度で止まっているのに、「岩盤があるわけではない」という理由で深度5mまでのボーリングを求められる事例があった。このような指導は社会的コストの投入としては不適切なので（合理的でない）、調査方法を具体的に示す内容は、様々なケースで社会的コストの投入がより合理的になるように、極力具体的事例を想定し、科学的に十分な内容とされたい。	指針の改定にあたっては、土壌及び地下水の汚染の拡散防止の措置について汚染の状況に応じ、より合理的で適切な内容となるよう検討されることが望ましいと考えられます。
6-(1) 3	「土壌及び地下水の汚染の拡散防止の措置について汚染の程度に応じた具体的な内容」とあるが、「…汚染の程度及び健康被害の発生するおそれに応じた…」と変更すべきである。理由については「3 見直しの方向性(2)」についての意見（注：本資料の2-4）を参照のこと。	
6-(1) 4	愛知県独自の区画統合（900m ² を超える区画の統合は否）の見直しをすべき。	土壌又は地下水の汚染状況調査における30m区画の考え方は国に準じております。
6-(1) 5	地下水調査に対して、具体的に地下水の水質測定的位置の考え方を示すべき。（汚染源&その下流の敷地境界等）	指針では、地下水の調査位置について地下水汚染の状況を適確に把握できると認められる地点としており、適切に運用されるべきと考えております。
6-(1) 6	土地形質変更時の調査手順の見直し ※現在指針では、調査実施者が「過去の地図」「航空写真」「登記簿」その他情報により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況について調べ、その設置が判明した場合は、特定有害物質等取扱事業者に対する台帳類及び資料の閲覧依頼、聞き取りを行い特定有害物質毎にまとめると記載されているが、現在、調査にあたっては同時進行していることがほとんど。	土地の形質変更時の調査について、指針では基本的な調査の方法を示しているものです。
6-(1) 7	課題として2(2)⑥に「措置が掘削除去に偏重していることについて、汚染の程度等に応じた合理的な措置による対策が促進されるよう検討する必要がある」とされているのに、見直しの方向性ではふれられていないのはなぜか。	汚染の除去等の措置として選択される措置が掘削除去に偏重していることから、土壌及び地下水の汚染の拡散防止の措置について汚染の状況に応じた合理的な内容を示すよう指針を改定すべきであると考えられます。 その趣旨を答申に反映させます。

(2) 自然由来による土壌汚染の取扱い

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
6-(2) 1	愛知県土壌汚染等対策指針には自然由来と判断する基準、判断された場合の措置方法についても、現実的な方向性を示すべきである。	自然的原因により特定有害物質が含まれる土壌を他の場所に搬出する場合の管理については、今後、国の動向を踏まえながら知見の集積に努め、対応していくべきと考えられます。
6-(2) 2	自然由来による汚染土壌の処理に困っている当事者が多数いる現状から、現時点における負担軽減処置について早急に検討されることが望ましい。	
6-(2) 3	自然的原因由来による汚染土壌の情報を収集し、公表すべき。	
6-(2) 4	自然由来による土壌の判定について具体的に規定すべき ※「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」(平成15年 監修：環境省)を準用し判断する等など自然由来による土壌汚染の報告時にも公表すべき。	
6-(2) 5	自然由来の汚染への対応は、必要以上の土壌搬出とならない配慮と併せて、搬出した土壌の適正処理をより担保することが重要である。そのため土壌の安価で適切な受け入れ先設置検討などに関する行政の指導力が望まれる。例えば、関西地域では、大阪湾広域臨海環境センター(関西地域の汚染土壌等の受入処分先)、東京地域では、東京港埠頭(東京地域の汚染土壌等の受入処分先)などがあり、当地域にも同様な安価な処分先の建設検討を関係機関へ要請したい。 【他に同様意見 4件】	

(3) 情報の収集、提供等

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
6-(3) 1	土壌地下水汚染が発見された場合は、公表されているが、措置が完了した場合にも公表すべき。	措置が完了し報告のあった事例については、県のホームページで閲覧することができます。 今後、土壌及び地下水の汚染のおそれのある土地であることの判断や有効な土地利用などを進めるため、土壌汚染とその関連情報の整理、保存の方法、わかりやすい情報提供の方法等について検討を進める必要があると考えられます。
6-(3) 2	中間とりまとめのp.9で土壌汚染に関する行政データの蓄積、保存について取り組むことが書かれているが、何年経っても遡って十分な検証ができるよう、幅広く情報を収集・蓄積し、永年保存とすること。	
6-(3) 3	汚染等に関する情報の整理方法はどのように行っていくのか。	
6-(3) 4	水質汚濁防止法の特定施設一覧を整備すべき。 ※ 現在では、調査実施者が特定施設か否かをある程度調査できるが、土対法の有害物質が使用されているかどうか分からない。	

(4) その他

	県民意見等の内容	意見等に対する考え方
6-(4) 1	<p>現状の愛知県の姿勢は、土壤汚染が判明したところの対策について、力点がおかれているという感じがします。</p> <p>地下水汚染についても、昨今、水道の普及率が高まり、周辺で井戸水を使用していない場合でも、その対策を求めているのではないのでしょうか。つまり、実際の健康被害の発生が極めて少ない場合でも、法に基づき対策するよう求めているような気がします。ここでいっています「実際の健康被害の発生が極めて少ない場合」とは、科学的にゼロではないからでありまして、日常の常識・感覚からいいますと、『実際の健康被害がない』といえるものを指しています。</p> <p>こうした状況でも、愛知県から対策を求められた事業者は、真面目に対応しないとけません。事業者は、多大な労力と費用を使って、対策を行うこととなります。</p> <p>このような事業者の苦労を目の当たりにしますと、土壤汚染の可能性のある用地を持つ方々はどう思うのでしょうか。きっと、何もやらないのが得策、という判断をしてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>つまり、愛知県のご担当が厳格に対策を指導すればするほど、実は調査することを阻害することになるのではないのでしょうか。</p> <p>「厳格な対策を指導されるのではないかと萎縮してしまう事業者の増加は、県民にとって、自宅の周辺の用地の汚染状況を知る機会を奪うこととなります。つまり、愛知県のご担当の指示による目先のリスク回避施策によって、数多くのリスクの発見を阻害していることに、ほかなりません。</p> <p>「健康被害の有無」について、現実に即して、もっと弾力的に判断していただくことが、結果として県民のためになる。私はそう思います。具体的には、『実際の健康被害の発生が極めて少ない場合』においても、地下水の環境基準で判断するのが、本当に適切なのではないでしょうか。</p> <p>この機会にご検討いただき、条例に反映していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>	<p>条例では、土壤や地下水の有害物質による汚染の拡散の防止のための措置を求める基準として土壤汚染等対策基準を定めています。</p> <p>土壤汚染等対策基準設定は、①環境基準との整合を図る、②法の指定地域の指定に係る基準との整合を図る、③地下水については水質汚濁防止法の地下水の浄化基準との整合を図る、④科学的根拠に基づくもの、⑤平成11年に環境庁が策定した「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」の評価基準との整合を図るとの考え方で設定されています。</p>
6-(4) 2	<p>地下水の水質汚濁に係る環境基準の改定で加わった①塩化ビニルモノマー②1,4-ジオキサンを加えるとともに基準値の改訂があった1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンについても最新のものとする必要があるのではないかと。</p>	<p>土壤汚染対策法の関連規定の対応を踏まえて、適切に対応していくことが必要と考えられます。</p>

<p>6-(4) 3</p>	<p>明治以降、殖産興業として各種産業が愛知県各地で興り、県民に繁栄をもたらした。時代とともに産業の変遷があり、街の繁栄とともに街区が広がり、現在に至っている。その結果、かつて工場だった用地も住宅街となっているケースも少なくない。</p> <p>しかしながら、住宅街に移り住み、現在、幸せて豊かな生活をしている県民にとって、そこがかつて工場用地であったことを知るよしもない。時間の経過とともに、その用地の土壤汚染や地下水汚染がなくなることもあるが、程度の差はあるものの、引き続き土壤汚染(ここでは土壤ならびに地下水の汚染を指す)が存在するケースもないとはいえない。</p> <p>このような潜在用地を大別すると、以下の三点となる。③については致し方ないが、①と②をどのように掘り起こすか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主調査したにもかかわらず報告していない用地 ② 工場用地であったことを認知していても自主調査されていない用地 ③ 工場用地であったことすら不明な事例(関係者がいなくて過去に遡り調査もできない) <p>愛知県にとって、企業への汚染土壌の対策指導とともに、『自分の住んでいる土地の汚染リスクの有無を知る機会を県民が得ていない』という県民リスクの解消も重要な課題と考える。</p> <p>自主調査で土壤汚染が判明した用地に関して、愛知県がその対策を指導することは正しいことである。</p> <p>しかし、汚染土壌のある用地の汚染状況には幅がある。具体的には、「明らかに県民への被害がある」「県民への被害が確率的にゼロではないが極めて少ない」。周辺への影響度合いを勘案せず、汚染された用地の全ての案件を、ただ一律に、しかも厳格に対策指導することは、逆に、前記①や②の所有者・原因者にとって、自主調査やその報告に対して、尻込みさせてしまう恐れもある。とりわけ、中小事業者にとって、費用の面から荷が重く、より尻込みしてしまう。</p> <p>このことは、結果として、『自分の住んでいる土地の汚染リスクの有無を知る機会を県民が得ていない』というリスクの解消に至らない。県民にとって、有意義な施策に結びつく県条例としていただきたい。</p> <p>氷山の一角の土壤汚染用地の対策を徹底して行うのか、水面下にあるより数の多い潜在用地に焦点を当てるのか。</p> <p>県民リスク対策の全体最適を考えると、潜在用地(前記①や②)をより推進させていくことが今後の課題。そのためにも、いささか乱暴であるが、「土壤汚染があっても健康リスクがなければ気にしない」という価値観を醸成する県条例とすることが重要ではないだろうか。</p>	<p>自主調査の実施は、土壤汚染の把握の観点から今後とも促進されるべきであり、事業者が実施する調査方法を明確にし、自主調査を実施した結果汚染が判明した事案についても、行政が一定の関与を行い、適切な汚染防止の措置が講ぜられることが必要であると考えられます。</p> <p>これらの制度化にあたっては、自主調査による汚染の発見が抑制されないよう配慮することが必要と考えられます。</p> <p>また、汚染が判明した場合は、汚染の状況に応じて合理的で適切な措置が促進される必要があると考えられます。</p>
<p>6-(4) 4</p>	<p>今の県民の生活環境の保全等に関する条例だけでは、土地の埋め戻しに汚染された土砂や廃棄物等が持ち込まれるのを未然に防ぐことにほとんど効果を挙げていない。開発時の土壤汚染の発見だけでなく、埋め戻しの段階でも事前に埋め戻しに使われる土砂等のチェックができるような条項、条例を早急に整備すべきである。</p>	<p>今回の土壤・地下水汚染防止に関する規制の見直しは、県民の生活環境の保全等に関する条例の土壤・地下水汚染防止に関する規制について、条例の施行後6年が経過しての課題に的確に対応するとともに、土壤汚染対策法の改正により設けられた規定との整合等を検討するために行うものです。</p>
<p>6-(4) 5</p>	<p>一定規模以上の埋立を行う場合、土砂の分析を義務化した方がよい。土壤調査を行うと盛土に基準を超える物質が含まれることがある。</p>	

6-(4) 6	<p>公定法による土壌分析は結果判明までの期間が1週間程度かかるため、掘削残土（泥状の場合もある）の仮置き場に苦慮する。土壌分析期間が短縮できる簡易分析手法による測定結果適用の条例化を要請したい。</p>	<p>国においても土壌汚染に関する簡易分析法の開発を進めていると聞いておりますので、その動向をみていくことが必要と考えられます。</p>
6-(4) 7	<p>一般的に土壌・地下水汚染対策の発動基準として環境基準をベースとした基準が用いられている。基準の一例としてジクロロメタンでは、体重60kgの人が1日2Lの水を70年間飲用し続けた場合、1/10万の確率で発ガンする濃度を基に0.02mg/Lの地下水基準が定められている。この基準値の超過をもって対策措置発動は必ずしも合理的ではないと考える。例えば当面の発動基準として排水基準（例、ジクロロメタンの場合、0.2mg/L）を用いることなどを考慮してはどうか。</p>	<p>条例では、土壌や地下水の有害物質による汚染の拡散の防止のための措置を求める基準として土壌汚染等対策基準を定めています。 土壌汚染等対策基準設定は、①環境基準との整合を図る、②法の指定地域の指定に係る基準との整合を図る、③地下水については水質汚濁防止法の地下水の浄化基準との整合を図る、④科学的根拠に基づくもの、⑤平成11年に環境庁が策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の評価基準との整合を図るとの考え方で設定されています。</p>
6-(4) 8	<p>条例の対象物質を現在の特定有害物質25項目だけとするのではなく、ダイオキシン類を追加し取り扱う。対象事業所は、「特定有害物質等取扱事業所」と同様にダイオキシン類対策特別措置法の特定施設とするなど汚染の確率が高い施設及びその周辺に限定する。</p> <p>理由</p> <p>土壌汚染対策法では、「特定有害物質」を人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めているが、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（「環境基準」）として定めた項目と同等になっている（農用地に限っている銅は除き）。即ち、環境基準項目は、健康被害が生ずるおそれがある土地の調査等を求める土壌汚染対策法ではまさに必須なリスク管理項目である。これら立法趣旨から判断すると、土壌の汚染に係る環境基準として定められているダイオキシン類は、本来他の環境基準項目と同等に取り扱い土壌汚染対策法に含めるべき項目（若しくは、同等の立法によりリスク管理されるべき項目）である。法律の制度を補完すべく条例による規制をお願いしたい。実際、土地取引に際しトラブル事前防止の観点から環境基準項目であるダイオキシン類を自主的に追加し調査がされることが多々あるが、取扱についての規定がどこにもないことから早急な条例による統一的扱いを希望する。よくご存知のことかと思いますが、大阪府や神奈川県では、土壌汚染による健康影響防止又は土壌環境保全の観点からダイオキシン類についても条例で取り扱いがあります。愛知県におかれましても汚染の未然防止、周辺の生活環境保全並びに良好な土地取引を推進すべくお願い申し上げます。</p>	<p>ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法で対応されているところです。</p>
6-(4) 9	<p>改正法及び条例（改正）との相互関係をわかりやすく説明してほしい。特に、事業者、施工者への説明会等による理解を高め、リスク管理の徹底をお願いしたい。</p>	<p>改正法については、今後、国が啓発資料の作成配布、説明会の実施をする予定としており、条例の見直しにあたっては、県において改正法と条例との関係を含めた説明が的確に行われることが必要と考えております。</p>
6-(4) 10	<p>語句の統一。例えば、土壌汚染等対策基準が、指定基準に読みかえられるが、指定調査機関や環境に携わっている者にはわかりやすいが、土地改変者には全く別の基準と判断されることも考えられる。</p>	
6-(4) 11	<p>土対法、県条例を知らない事業者が必要な手続きを経ず、建築・解体工事を行なうことを防止するため、建築確認申請時に土壌汚染調査義務対象であるか否かのチェックを行った方がよい。</p>	

6-(4)12	以下の点を課題に追加すべき。 土地取引の際に土壤汚染のリスクが過大評価されることにより、ブラウンフィールド等の問題が生じていることが国等により指摘されており、土壤汚染のリスクを事業者や住民が正しく理解する助けを行政が行う必要があること。	4「その他」(3)「情報の収集、提供等」の中で、特定有害物質による土壤及び地下水の汚染があった場合の対策の方法など、土壤及び地下水の汚染についての正しい知識の普及と理解の促進のため、住民、事業者、行政等でリスクコミュニケーションを進める必要がある旨を記載しています。
6-(4)13	知事が「周辺への健康被害が生ずるおそれがある」と認める場合とは具体的に何によるのか。	「周辺への健康被害が生ずるおそれ」とは、地下水の汚染が生じ、または生ずることが確実である区域に飲用に供する井戸等がある場合、また汚染された土壤を直接摂取するおそれがある場合などで、規則で定められています。

(注) この資料の「意見等に対する考え方」において、次の略語を用いています。

条例：県民の生活環境の保全等に関する条例

指針：愛知県土壤汚染等対策指針

法：土壤汚染対策法